



川西市における部活動の在り方に関する方針 ～より効果的で持続可能な部活動を目指して～【概要版】



▶ 策定の趣旨

本方針は、スポーツ庁が示す「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月）」、兵庫県教育委員会が示す「いきいき運動部活動（4訂版）（平成30年9月）」に基づき、本市の中学校部活動がより効果的で、かつ持続可能な活動となるための総合的な指針として示すものである。

▶ 部活動の今日的課題

- 過度な活動によるスポーツ障害やバーンアウト
- 少子化の進展により従来の運営体制の維持が困難
- 教員の多忙化の一因や、競技経験のない技術指導の負担

適正化

▶ 本市が求める方向性

- 「量から質へ」科学的なデータ等に基づいた効率的・効果的な活動の推進
- 「指示から支援へ」生徒による、より自立的・対話的で組織的な活動の推進
- 「一律の形態から多様な形態へ」生徒のニーズを踏まえた多様な活動の推進
- 「教員の長時間勤務解消に向けて」部活動指導における教員の負担軽減

▶ 「川西市における部活動の在り方に関する方針」のポイント

- ① 週当たり2日以上¹の休養日を設けること。
*平日に少なくとも週に1日は休養日とすること。
*土曜日、日曜日及び祝日等の週休日は、休養日としなければならない。
なお、活動を行う場合でも、少なくとも1日以上は休養日とし、事前に校長が許可し、保護者へ周知すること。土曜日、日曜日及び祝日等の週休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を一週間以内に他の日に振り替えること。
- ② 1日の活動時間は、平日2時間、土曜日、日曜日及び祝日等の週休日は、3時間程度とすること。但し、練習試合等の場合は、校長が許可した場合のみ活動時間の延長を認めることとし、生徒や顧問（教職員）の過度な負担にならないよう十分に配慮し計画的に実施すること。
- ③ 長期休業中の休業日の設定については、学期中に準じた扱いを行う。また夏季休業日には、1週間以上のまとまった休養期間（オフシーズン）を設けること。
- ④ 早朝練習は、生徒の健康面・安全面及び家庭への負担がかかることや、顧問（教職員）の多忙化を招くことから、行わないこと。
- ⑤ 終日行われる大会や校外練習試合、イベント等の参加は、生徒の健康及び定期査や学校行事等の日程を考慮し精査を図るとともに、長時間にわたっての活動や交通費等における家庭の経済的負担を軽減すること。
- ⑥ 合宿等（泊を伴う練習及び練習試合）は、行わないこと。
- ⑦ 活動場所において、暑さ指数31℃以上は、運動を禁止すること。
- ⑧ 地域のスポーツ人材（部活動指導員及び外部コーチ等）を活用すること。

▶ 「川西市における部活動の在り方に関する方針」策定を受けて

【各学校】

- 校長は、本方針に則り、「部活動運営規定」を策定し、学校ホームページ等の掲載により公表するとともに、その運用を徹底する。
- 部活動顧問は、「部活動運営規定」に則り、指導方針や年間活動計画（活動日、休養日及び大会参加日等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日、休養日及び大会参加日等）を作成する。

